

「児童扶養手当」が年6回払いになります

「児童扶養手当法」の一部を改正し、2019年11月分の児童扶養手当から支払回数を〈4か月分ずつ年3回〉 → 〈2か月分ずつ年6回〉に見直します。

2019年11月分からは、奇数月に年6回、各2か月分を受け取れます



今後の支払スケジュール (2018年4月～2021年3月)

2018年 (平成30年)									2019年 (平成31年)				
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
支払				支払 (現況届)				支払					
									(*1)				
2019年									2020年				
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
支払				支払 (現況届)			支払		支払		支払		
									(*2)				
2020年									2021年				
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	支払		支払 (現況届)		支払		支払		支払		支払		

(*1) 現在、8月の現況届時にご提出いただく前年所得によって、必要がある場合は、12月支払分から手当額の変更を行っていますが、制度変更後は、翌年1月支払分から手当額の変更を行います。

(*2) 支払月が変わる2019年11月の支払は、同年8月分から同年10月分までの3か月分が支払われます。これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 〒683-0323
 鳥取県西伯郡南部町倭482番地
 南部町福祉事務所 (健康管理センターすこやか内)
 TEL: 0859-66-5522
 FAX: 0859-66-5523